

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 松崎 みどり 執行委員長から、平成31年2月20日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成31年2月21日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

賃上げ・一時金、各事業所（病院）運営に関する事項等

2 争議行為の日時

2019年3月3日（日）午前零時以降、要求書解決に至る間。

3 争議行為の場所

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 水戸市宮町3-2-7 | 総合病院 水戸協同病院 |
| (2) 高萩市上手綱上ヶ穂1006-9 | 県北医療センター 高萩協同病院 |
| (3) 土浦市おおつ野4-1-1 | 総合病院 土浦協同病院 |
| (4) 土浦市真鍋新町9-35 | 土浦協同病院附属真鍋診療所 |
| (5) 取手市本郷2-1-1 | J Aとりで総合医療センター |
| (6) 猿島郡境町2190 | 茨城西南医療センター病院 |
| (7) 結城郡八千代町菅谷1170-1 | 茨城西南医療センター病院附属八千代診療所 |
| (8) 行方市井上藤井98-8 | 土浦協同病院 なめがた地域医療センター |
| (9) 水戸市梅香1-1-4 | 茨城県厚生農業協同組合連合会（本所支部） |
| (10) 土浦市おおつ野2-2-10 | 土浦協同病院附属看護専門学校 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- (1) 茨城県厚生連労働組合 中央執行委員長 美野輪 智博